

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月29日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社平和
【報告者の住所又は所在地】	東京都台東区東上野二丁目22番9号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)3839-0077(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部経理グループ担当 坂本 雅夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社平和 (東京都台東区東上野二丁目22番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社平和をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、PGMホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

PGMホールディングス株式会社

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成20年3月26日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

ロ 平成20年3月26日開催の対象者定時株主総会及び平成21年1月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

ハ 平成21年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成21年6月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

ニ 平成21年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成21年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といい、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

新株予約権付社債

イ 平成19年4月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

### (3)【公開買付期間】

平成23年10月27日（木曜日）から平成23年11月28日（月曜日）まで（21営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（625,243株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（952,681株）が買付予定数の下限（625,243株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年11月29日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	952,681（株）	952,681（株）
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	952,681	952,681
（潜在株券等の数の合計）		（ ）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	952,681
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(g)	1,183,633
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	76.37

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成23年11月11日に提出した第8期第3四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の本新株予約権(5,476個)の目的となる対象者株式の議決権の最大数(5,476個)及び本新株予約権付社債に付されている新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式の議決権の最大数(58,294個)を加えて、分母を1,247,403個として計算しております。但し、本新株予約権に含まれる第7回新株予約権(1,000個)においては、公開買付け期間の末日までに権利行使期間は到来しておりません。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。